

第二 外壁等に同法第二条に規定する土石流（以下単に「土石流」という。）により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして定める構造方法は次のいずれかによるものとする。

一 次のイ又はロに定めるところによる構造方法

イ 外壁が控壁を有するものである場合にあつては、当該外壁並びに当該外壁を支える控壁及び基礎をそれぞれ次に定める構造方法とすること。

1 外壁の構造方法

- (1) 鉄筋コンクリート造とすること。
- (2) 開口部を有しないものとする。ただし、百平方センチメートル以下の換気口を設け、その周囲に径十二ミリメートル以上の補強筋を配置した場合においては、この限りでない。
- (3) 厚さは、十五センチメートル以上とすること。ただし、複配筋とする場合にあつては二十センチメートル以上とすること。
- (4) コンクリートの設計基準強度は一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上であること。
- (5) 外壁の単位長さあたりの縦筋の断面積の和は、次の表十三に掲げる当該特別警戒区域の指定に

おいて都道府県知事が同法第八条第二項及び同令第四条第二号ロの規定に基づき定めた土石流に
 より当該建築物の地盤面に接する部分に作用すると想定される力のうち最大のもの（以下「土石
 流による最大の力の大きさ」という。）及び当該力が建築物に作用する場合の土石流の高さ（以
 下「土石流の高さ」という。）に応じ、それぞれ同表の式によって計算した数値以上としなけれ
 ばならない。

表十三

土石流の高さ （単位 メートル）	外壁の単位長さあたりの縦筋の断面積の和 （単位 一メートルあたり平方ミリメートル）
一・〇以下	$p \geq 0.069$
一・〇を超え二・〇以下	$p \geq 0.047$
二・〇を超え三・〇以下	$p \geq$

この式において、 p は次の数値を表すものとする。

p 土石流による最大の力の大きさ（単位 一平方メートルにつきキロニュートン）

- (6) (5)で求めた配筋の方法を用いる外壁の部分の高さは土石流の高さ以上の高さとする。
- (7) 補強筋として径九ミリ以上の横筋を三十センチメートル以下の間隔で配置すること。

2 控壁の構造方法

- (1) 鉄筋コンクリート造とすること。
- (2) コンクリートの設計基準強度は一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上であること。
- (3) 控壁は土石流により想定される衝撃が作用する外壁の裏面に当該外壁に対し垂直に設けるものとし、当該控壁の高さは1の構造方法を用いる外壁の部分の高さと同じものとする。
- (4) 控壁が外壁に接着する部分の中心距離は四・〇メートル以下とすること。
- (5) 控壁の単位長さあたりの縦筋の断面積の和は、次の表十四に掲げる土石流による最大の力の大きさ、同表に掲げる土石流の高さ及び同表に掲げる当該構造方法を用いる控壁の突出した長さ

応じ、それぞれ同表の式によって計算した数値以上としなければならない。

表一四

土石流の高さ (単位 メートル)	外壁の単位長さあたりの縦筋の断面積の和 (単位 一メートルあたり平方ミリメートル)
一・〇以下	$\frac{p}{0.380D}$
一・〇を超え二・〇以下	$\frac{p}{0.050D}$
二・〇を超え三・〇以下	$\frac{p}{0.020D}$

この式において、p 及び D は、それぞれ次の数値を表すものとする。

p 土石流による最大の力の大きさ(単位 一平方メートルにつきキロニュートン)

D 当該構造方法を用いる控壁の突出した長さ(単位 メートル)で、

(6) 厚さは、十五センチメートル以上とすること。ただし、複配筋の場合には二十センチメートル以上とすること。

(7) 補強筋として径九ミリメートル以上の横筋を三十センチメートル以下の間隔で配置すること。

(8) 開口部を有しないものとする事。

3 基礎の構造方法

(1) 鉄筋コンクリート造とすること。

(2) コンクリートの設計基準強度は一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上であること。

(3) 立ち上がり部の厚さは、外壁及び控壁の厚さ以上とすること。

(4) 底盤の厚さは、三十センチメートル以上とすること。

(5) 底盤の単位幅あたりの横筋の断面積の和は、次の表十五に掲げる土石流による最大の力の大きさ及び同表に掲げる土石流の高さに応じ、それぞれ同表に掲げる数値以上としなければならない。

- (6) 補強筋として径九ミリメートル以上の鉄筋を横に三十センチメートル以下の間隔で配置する
 こと。

表十五

土石流の高さ (単位 メートル)	底盤の単位幅あたりの鉄筋の断面積の和 (単位 一メートルあたり平方ミリメートル)
一・〇以下	$\frac{p}{0.249}$
一・〇を超え二・〇以下	$\frac{p}{0.040}$
二・〇を超え三・〇以下	$\frac{p}{0.016}$
<p>この式において、p は次の数値を表すものとする。</p> <p>p 土石流による最大の力の大きさ(単位 一平方メートルにつきキロニュートン)</p>	

□ 外壁が控壁を有しないものである場合にあっては、次の1又は2のいずれかの構造方法とすること。

1 構造耐力上主要な部分の構造を鉄筋コンクリート造（2によるものを除く。）とする場合にあっては、次に定める構造方法とすること。

(1) 外壁の構造方法は第一号イ1によること。

(2) 階の高さは三メートル以下とすること。

(3) 柱及びはりにあっては、次に定める構造方法とするほか、それぞれ柱及びはりの寸法並びに柱の引張鉄筋の比及びはりの引張鉄筋の比を、次の表十六(イ)欄に掲げる土石流による最大の力の大きさ及び同表(ロ)欄に掲げる土石流の高さに応じ、それぞれ同表(ハ)欄及び(ニ)欄に掲げる数値以上のものとすること。

(イ) 柱に用いる主筋は四本以上とすること。

(ロ) 柱に用いる帯筋の径は十ミリメートル以上とし、その間隔は十センチメートル以下とすること。

(ハ) はりは複筋ばりとし、あばら筋比を〇・二パーセント以上とすること。

表十六

土石流による最大の力	(い)	土石流の高さ	(ろ)	柱の小径	(は)	柱の引張鉄筋の比	(は)
(単位 メー)		(単位 セン)		はりのせい		はりの引張鉄筋の比	

(ハ) 基礎ばりは複筋ばりとし、あばら筋比を〇・二パーセント以上とすること。

上とすること。

(ホ) 基礎ばりのはりせいは八十センチメートル以上とし、引張鉄筋の割合は〇・四パーセント以上とすること。

(ニ) 基礎の底盤の厚さは二十センチメートル以上とすること。

(ハ) 基礎の底面は地表より五十センチメートル以上の深さとすること。

(ロ) コンクリートの設計基準強度は一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上であること。

(イ) 鉄筋コンクリート造とすること。

(4) 基礎にあつては、次に定める構造方法とすること。

(二) コンクリートの設計基準強度は一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上であること。

の大きさ (単位 — 平方メー ト ルにつ き キ ロニ ユ ー ト ン)	五〇以下	五〇を超え	一〇〇以下	
トル)	一・〇以下	一・〇を超え 二・〇以下	一・〇以下	
チメートル)	三十	三十五	三十五	
チメートル)	三十五	三十五	三十五	
(単位 パー セント)	〇・四四	〇・四九	〇・四九	
(単位 パー セント)	〇・七六	〇・七六	〇・七六	